



H30 年末調整対応『給与 db』プログラムに関する注意点

《社員登録画面－扶養情報①》

本人情報		住所	扶養情報①	扶養情報②	年末調整	前職	電子申告		
世帯主の氏名			続柄	本人の所得見積額（前年の合計所得）					
配偶者	氏名・カナ（姓個人番号）		続柄	生年月日	住所（検索Home）	配扶養区分	障害者区分	非居住者職業	生計を一にする事実所得見積額
						一般 ①	非該当	<input type="checkbox"/> 非居住	
			所得見積額は、年末調整データ入力の際の保険等申告書入力画面で入力してください。		源泉控除対象区分	該当 ②	その他の合計		
							合計所得		

① 配偶者の扶養区分について

プログラムインストール後、入力画面等を開くと改正内容等の情報を表示し、マスターのバージョンアップが行われますが、平成 30 年の改正に伴い「源泉控除対象区分」を新設し、上記画面の①配偶者の配扶養区分においては、一旦、「対象外」区分を全て「一般(または老人)」に変更します。

その後、下記画面の配偶者の合計所得金額で再度区分の判定をするように変更しております。

配偶者の所得金額が未入力で区分をあえて「対象外」にしている場合も、「一般(または老人)」になっていますので①を「対象外」に切り替えてください。

配偶者の配扶養区分においては十分ご確認ください。

生命保険料控除 / 地震保険料控除 / 社会保険料控除 / 共済等掛金控除				配偶者（特別）控除			
配偶者氏名		本人と住所が異なる場合の配偶者住所					
フリガナ		郵便番号（検索Home）					
本人の合計所得金額				配偶者の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額	所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	4,200,000	1,380,000	2,820,000	給与所得	102,000	102,000	0
事業所得				事業所得			
				雑所得			
				配当所得			
				不動産所得			
				退職所得			
				上記以外の所得			
合計所得金額			2,820,000	配偶者の合計所得金額			0
				配偶者控除額	38 万円		
				配偶者特別控除額	0 万円		

「配偶者(特別)控除」タブで配偶者所得金額を入力し、各控除金額をご確認ください。

* 年末調整の確認帳票の「年末調整チェックリスト」で、今年追加した「一覧表出力」を選択し、プレビューなどで確認することも可能です。（F8 項目設定で必要な項目のみ絞込も可能です）

② 源泉控除対象区分について・・・給与所得の配偶者に係る扶養親族等の算定に使用します。

* 源泉徴収区分は年末調整の計算には影響しませんが、本来「該当」であるところを「非該当」になっていると、扶養控除申告書の源泉控除対象配偶者欄に表示しませんのでご注意ください。「配偶者（特別）控除」タブの「本人の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」で判断を行います。「該当」を「非該当」には自動的に切り替えますが、「非該当」を「該当」には自動的に切り替えませんので手動で変更して下さい。

給与処理を行っている場合「年調切替」前に扶養情報や配偶者(特別)控除タブの入力を行うと処理中の給与の所得金額が変わりますのでご注意ください。

* 給与処理を行っているお客様は翌期更新時に再判定を行いますのでご注意ください。

【年調した場合】

年末調整データ入力の[配偶者(特別)控除] タブの「本人の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」から判断してセットします。
更新後の社員登録内の「本人の所得見積額(前年の合計所得)」は、[配偶者(特別)控除] タブの「本人の合計所得金額」より転記されます。

【年調しなかった場合】

本人の給与所得計算をしないため、金額無し(源泉控除対象区分判定では本人の合計所得金額は900万以下とみなす)と判断してセットします。
更新後の社員登録内の「本人の所得見積額(前年の合計所得)」は基本的に「0」となり正しい判断ができません。